

改正案

現行

（自家発行型前払式証券の発行の届出）

（自家発行型前払式証券の発行の届出）

第七条 自家型発行者は、法第四条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官（令第十二条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）が金融庁長官の権限を委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第十七条、第十八条第四項、第十九条及び第二十一条を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

第七条 自家型発行者は、法第四条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官（令第十二条の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）が金融庁長官の権限を委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第十七条、第十八条第四項、第十九条及び第二十一条を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

（自家型発行者の地位の承継の届出等）

（自家型発行者の地位の承継の届出等）

第八条 法第五条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通及び地位の承継の事実を証する次に掲げる書面（官公署が証明する書類については、届出の前日前三月以内に発行されたものに限る。）一部を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

第八条 法第五条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通及び地位の承継の事実を証する次に掲げる書面（官公署が証明する書類については、届出の前日前三月以内に発行されたものに限る。）一部を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一（略）
二 当該届出に係る地位の承継が会社分割によるものである場合は、当該会社分割に係る新設分割計画書又は吸収分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

一（略）
二 当該届出に係る地位の承継が分割によるものである場合は、当該分割に係る分割計画書又は分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

三（略）

三（略）

2・3（略）

2・3（略）

（登録申請書の添付書類）

（登録申請書の添付書類）

第十一条 法第七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の前日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

第十一条 法第七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の前日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

一 役員住民票の抄本（当該役員が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）若しくはこれに代わる書面又は登記事項証明書

一 役員住民票の抄本（当該役員が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面

二（略）

二（略）

三 別紙様式第六号又は第六号の二により作成した役員の履歴書又は沿革

三 別紙様式第六号により作成した役員の履歴書

四（略）

四（略）

五 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項又は第六百十七條第一項の規定により作成する成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面

五 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三十三条第二項の規定により設立のときに作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

2（略）

2（略）

(登録の拒否の審査)

第十一条の三 金融庁長官は、法第六条の登録の申請があつた場合において、法第九条第一項第六号に規定する第三者発行型前払式証券の発行の業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎を有しない法人であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げる基準のいずれにも適合しないかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした者が次の基準のいずれにも該当するものであること。

イ 第十一条第一項第五号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面において、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額以上であること。

ロ 資本又は出資の額が一億円以上であること（前払式証券の使用できる商店、商店街、地域その他の範囲が限られたものと認められる場合には、資本又は出資の額が千万円以上であること）。

二 (略)

(変更の届出)

第十四条 第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第九号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）一部を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 資本又は出資の額を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

四〇六 (略)

二〇四 (略)

(保全契約の相手方)

第十六条 令第九条第二項第一号に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

一 (略)

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関

(削る)

三 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項

(登録の拒否の審査)

第十一条の三 金融庁長官は、法第六条の登録の申請があつた場合において、法第九条第一項第六号に規定する第三者発行型前払式証券の発行の業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎を有しない法人であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げる基準のいずれにも適合しないかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした者が次の基準のいずれにも該当するものであること。

イ 第十一条第一項第五号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面において、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額以上であること。

ロ 資本又は出資の額が一億円以上であること（前払式証券の使用できる商店、商店街、地域その他の範囲が限られたものと認められる場合には、資本又は出資の額が千万円以上であること）。

二 (略)

(変更の届出)

第十四条 第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第九号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）一部を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 資本又は出資の額を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

四〇六 (略)

二〇四 (略)

(保全契約の相手方)

第十六条 令第九条第二項第一号に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

一 (略)

二 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三 信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用協同組合及び信用協同組合連合会

四 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項

に規定する外国保険会社等若しくは同法第二百十九条第一項の免許を受けた者の社員

(保全契約の解除)

第十七条 法第十三条第二項に規定する契約（以下「保全契約」という。）を締結している自家型発行者等（法第十二条に規定する自家型発行者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官（令第十二条第一項の規定により法第十三条第二項から第五項までの権限を財務局長等に委任している場合にあつては、当該財務局長等。以下この条、次条第四項及び第十九条において同じ。）の承認を受けて、当該各号に定める保全契約の全部又は一部を解除することができる。

一・二 (略)

2～5 (略)

(発行保証金に充てることができる有価証券の種類)

第二十一条 法第十三条第七項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一・二 (略)

三 政府保証債券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。次条において同じ。）

四 (略)

(発行保証金に充てることができる有価証券の価額)

第二十二条 法第十三条第七項の規定により有価証券を発行保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 国債証券 額面金額（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替

口座簿の記載又は記録により定まるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された

金額。以下この条において同じ。）

二～四 (略)

2・3 (略)

(報告書の様式等)

第二十四条 法第十七条第一項の報告書は、別紙様式第十二号により作成しなければならない。

2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通並びに最終の貸借

に規定する外国保険会社等若しくは同法第二百十九条第一項の免許を受けた者の社員

(保全契約の解除)

第十七条 法第十三条第二項に規定する契約（以下「保全契約」という。）を締結している自家型発行者等（法第十二条に規定する自家型発行者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官（令第十二条の規定により第十三条第二項から第五項までの権限を財務局長等に委任している場合にあつては、当該財務局長等。以下この条、次条第四項及び第十九条において同じ。）の承認を受けて、当該各号に定める保全契約の全部又は一部を解除することができる。

一・二 (略)

2～5 (略)

(発行保証金に充てることができる有価証券の種類)

第二十一条 法第十三条第七項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一・二 (略)

三 政府保証債券

四 (略)

(発行保証金に充てることができる有価証券の価額)

第二十二条 法第十三条第七項の規定により有価証券を発行保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 国債証券 額面金額

二～四 (略)

2・3 (略)

(報告書の様式等)

第二十四条 法第十七条の報告書は、別紙様式第十二号により作成しなければならない。

2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通並びに最終の貸借

対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）各一部を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

別紙様式第5号（第9条関係）

（日本工業規格A4）

（第1面）

（略）

（第2面）

※登録番号	財務(支)局長 第 号 (年 月 日)	
(ふりがな)		
1. 商号 又は名称		
(ふりがな)		
2. 代表者の氏名		
3. 住所	(郵便番号 -) 電話番号() -	
4. 資本金又は 出資の額	千円	
5. 役員		
(ふりがな) 氏名又は名称	役職名	住所

対照表及び損益計算書各一部を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

別紙様式第5号（第9条関係）

（日本工業規格A4）

（第1面）

（略）

（第2面）

※登録番号	財務(支)局長 第 号 (年 月 日)	
(ふりがな)		
1. 商号 又は名称		
(ふりがな)		
2. 代表者の氏名		
3. 住所	(郵便番号 -) 電話番号() -	
4. 資本又は 出資の額	千円	
5. 役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	住所

(記載上の注意)

1. ※「登録番号」には、記載しないこと。
2. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
3. 「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 「役員」とは、株式会社にあつては取締役、執行役、会計参与及び監査役、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務を執行する社員、民法第34条に基づき設立された社団又は財団にあつては理事及び監事をいう。
5. 役員について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

別紙様式第6号の2（第11条第1項第3号関係）

(日本工業規格A4)

沿 革

(ふりがな)		
商 号 又 は 名 称		
(ふりがな)		
代表者の氏名		
住 所	(郵便番号 -) 電話番号() -	
設立年月日 及 び 設立時の事業		
設立の経緯		
設立 後 の 沿 革	年 月	沿 革 の 内 容

(記載上の注意)

1. ※「登録番号」には、記載しないこと。
2. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
3. 「住所」は、登記すべき本店の所在地を記載すること。
4. 「役員」とは、株式会社にあつては取締役、執行役及び監査役、有限会社にあつては取締役及び監査役、合名会社又は合資会社にあつては業務を執行する社員、民法第34条に基づき設立された社団又は財団にあつては理事及び監事をいう。
5. 役員について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

(新設)

賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。		
年 月 日 代表者の氏名 印		

(記載上の注意)

1. 法第7条第1項第3号に記載する役員について記載すること。
2. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
3. 「住所」は登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 会計参与にあつては、設立時の事業の記載は不要。
5. 「賞罰」は、法第9条第1項第5号ニ及びホに該当するものをすべて記載すること。